

# 指定給水装置工事事業者のみなさまへ

向日市上下水道部からのお知らせ

「水道法の一部を改正する法律」が令和元年10月1日から施行されたことに伴い、指定給水装置工事事業者は**5年ごとの更新**が必要になります。

- 指定の有効期間が従来の「期限なし」から「**5年間**」に変更されます。
- ※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります（下表参照）
- 有効期間内に更新申請をされない場合は、失効となりますのでご注意願います。

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日（1年間）
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日（2年間）
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日（3年間）
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日（4年間）
平成25年4月1日～令和1年9月30日	令和6年9月29日（5年間）

更新手続については、対象となる指定給水装置工事事業者様宛に、**後日、郵送にて通知をします。**  
なお、郵便の不着や未更新の方への**再通知はいたしません。**

## ● 指定更新の要件は新規申請と同じ、下記の3項目です。

- ① 給水装置主任技術者の選任
- ② 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③ 水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

## ● 指定更新手数料

- ・ 1件につき、10,000円(非課税)

## ● 更新申請に必要な書類

- ・ 様式第1及び第2
- ・ 機械器具調書
- ・ 定款及び登記事項証明書（法人）  
又は住民票（個人）
- ・ 選任する主任技術者の確認書類  
（免状又は技術者証等）

## ◎ 指定更新申請時に、次の3項目の確認を行います

- i. 指定給水装置工事事業者の業務内容  
（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- ii. 給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- iii. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

## ◎ 3項目確認資料

- ・ 外部研修の受講実施履歴等  
（※自社内研修は除く）
- ・ 施工者の経験の有無及び  
配管技能の資格の有無

◆ 更新申請についてのお問い合わせは

向日市上下水道部営業課総務係

TEL:075-931-1111(代表)